

## 令和6年度 保育所、認定こども園の入所について

### 子ども・子育て支援制度について

**教育・保育給付認定** 子ども・子育て支援制度では、施設の利用を希望している場合、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。認定には3つの認定区分（1号・2号・3号）があり、区分に応じて施設の利用先が決まります。

#### 【認定こども園（1号）】→池川こども園

お子さんが満3歳以上で、保育の必要性がない方が入園できます。園に直接申し込みます。

池川こども園の教育標準時間は、8:30～16:00。

#### 【保育所、認定こども園（2号、3号）】→大崎保育所、ふたば保育所、長者保育所、池川こども園

保護者が仕事や病気などにより、日中家庭でお子さんの保育ができない場合に保育を行います。

子どもの健やかな成長と保護者の就労や社会参加を支援します。

#### 【5月以降の入所】希望入所月前月15日までに申し込みをお願いします。

月の初日からの入所となります。（緊急性が高い場合は途中入所可能）

#### 【提出するもの】

- 教育・保育給付認定申請書兼保育施設利用申込書
- 添付書類（就労証明書等）・・・入所理由により添付書類が異なります。

保育施設に入所するためには、『保育の必要な事由』に該当しなければなりません（1号認定以外）。

（上のお子さんのみの入所や、家事・育児目的や集団保育に慣れさせたいなどの理由では原則として申し込みできません。）

保育の必要な事由		書類名称及び説明	様式番号
就労	雇用・自営業共通	就労（予定）証明書 ※就労予定の方は、就労開始後に再度就労証明書の提出	①
	自営業の方	就労証明書+経営者本人の場合は営業の確認ができるもの (営業許可書、登記事項証明書、委託契約書、開業届、屋号の確認できる確定申告書等)	①
妊娠・出産		母子健康手帳の写し(表紙(保護者の氏名)、分娩予定日記載ページ)	
疾病・障害	必須書類	診断書	③
	該当者のみ	身体障害者手帳の写し	
介護・看護	必須書類	診断書	③
	該当者のみ	身体障害者手帳の写し	
災害復旧		罹災証明書など	
求職活動		求職活動申立書+求職受付票（ハローワークカード）または雇用保険受給資格者証の写し	②
就学等		在学証明書の写し、学生証の写しなど	
育児休業(継続時のみ)		就労（予定）証明書（育児休業期間記載）	①

## 【保育料（利用者負担額）について】

保育料(利用者負担額)は、収入に関係なく仁淀川町に住所を有し、かつ現に居住されている方につきましては無料です。令和元年10月1日より幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳以上児(1号、2号認定)のお子さんは今まで保育料に含まれていた給食費（副食費）が保護者負担となりますが、仁淀川町内在住の町内施設利用のお子さんについては、給食費も無料となります。3歳未満児(3号認定)のお子さんは、保育料に給食費が含まれており無料となります。  
ただし、1号認定の預かり保育は保護者負担になります。

## 【保育の必要な事由と利用できる期間】 短時間=8時～16時／標準時間=7時半～18時半

保育の必要な理由	認定の基準	保育必要量	利用期間
就労	月48～120時間未満 月120時間以上	短時間 標準時間	令和7年3月31日まで
妊娠・出産	出産準備や産後の休養が必要なとき	標準時間	産前産後それぞれ8週間(2ヶ月)
疾病・障害	保護者が疾病や障害のため保育が困難なとき	標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳等を所持している場合は、令和7年3月31日まで</li> <li>医師等の作成した診断書に記載されている病状が継続すると見込まれる場合は令和7年3月31日まで</li> </ul>
介護・看護	同居又は長期入院等をしている親族の介護、看護にあたっているとき	標準時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳等を所持している場合は、令和7年3月31日まで</li> <li>医師等の作成した診断書に記載されている病状が継続すると見込まれる場合は令和7年3月31日まで</li> </ul>
災害復旧	災害復旧にあたっているとき	標準時間	災害の復旧が完了すると見込まれる期間
求職活動	求職活動を継続的に行っているとき	短時間	利用開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで
就学	学校等在籍、職業訓練を受けているとき	就学状況に準じて	卒業(修了)の予定日が属する月の末日まで
育児休業 (継続時のみ)	育児休業取得時に引き続き利用が必要であるとき	短時間	育児休業終了日の属する月の末日まで (令和6年度は最長令和7年3月31日まで)

※保育内容などにつきましては、直接保育所、こども園にお問い合わせください。

※広域入所（他市町村にある保育所への入所）については、相手方市町村との協議が必要となりますので

お早めに申請書の提出をお願いいたします。（申込市町村の状況によりご希望に添えない場合もあります。）

※入所決定通知が届きましたら、保育所との面談がありますので、各保育施設へご連絡ください。

□ 保育所の連絡先	大崎保育所（大崎158） ふたば保育所（森4279-1） 長者保育所（長者乙2502-2）	TEL 35-0152 TEL 32-1021 TEL 32-1756
□ こども園の連絡先	池川こども園（土居甲1190）	TEL 34-2427
□ 受付・問合せ先	仁淀川町教育委員会（子育て支援係）	TEL 35-0019